

除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性
ワタ 1910 系統（飼料）に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

遺伝子組換えワタ「除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統」（以下「1910 ワタ」という。）については、平成 26 年 11 月 14 日付けで遺伝子組換え飼料の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品種の概要

1910 ワタには、アリルオキシアルカノエート系除草剤及び除草剤グルホシネートに対する耐性を付与するため、改変 *aad-12* 遺伝子及び改変 *pat* 遺伝子が導入されている。

Delftia acidovorans MC1 株由来の改変 *aad-12* 遺伝子によって產生される改変 AAD-12 タンパク質は、アリルオキシアルカノエート系除草剤を除草活性のない化合物に変換することにより、植物にアリルオキシアルカノエート系除草剤に対する耐性を付与する。

Streptomyces viridochromogenes 由来の改変 *pat* 遺伝子によって產生される PAT タンパク質は、除草剤グルホシネートを除草活性のない化合物に変換することにより、植物に除草剤グルホシネートに対する耐性を付与する。

3. 利用目的および利用方法

1910 ワタの飼料としての利用目的や利用方法は、従来のワタと相違がない。

4. 諸外国における申請等

申請国	申請・確認年月	申請先
米国	2013 年 6 月申請	米国食品医薬品局 (FDA)
カナダ	2013 年 9 月申請	カナダ食品検査庁 (CFIA)
オーストラリア・ニュージーランド	2014 年 10 月確認終了	オーストラリア・ニュージーランド 食品基準機関 (FSANZ)